令和4(2022)年度栃木県青年農業者国内派遣研修実施要領

１　目　的

　　世界的な新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、海外短期派遣研修事業に替えて国内派遣研修を実施することとし、新たな時代のニーズに対応できる経営感覚に優れた農業者を育成するため、意欲ある青年農業者等がAIやICTを活用したスマート農業等の最先端の技術に触れ、さらに優良経営体の事例を視察することにより、青年農業者等の経営発展に資する。

２　主　催

　　公益財団法人 栃木県農業振興公社

３　後　援

　　栃木県

４　派遣時期

第1回　　令和4(2022)年10月27日～10月28日、2日間

第2回　　令和4(2022)年11月30日～12月 2日、3日間

　　（なお、新型コロナウイルスの感染状況によって中止することもある。）

５　研修先

　　第1回　　愛知・静岡両県の先進農業経営体及び施設等

　　第2回　　宮崎・熊本両県の先進農業経営体及び施設等

６　派遣人員

　　各回とも研修生15名、公社関係者1～2名

７　派遣研修の主な内容

　　新型コロナウイルス感染防止対策を実施しながら、国内におけるスマート農業や最先端の技術、全国表彰を受けた農業経営体の優良事例の視察等を行う。

８　日　程

　　別紙のとおり

９　応募者の資格

研修希望者は、下記の要件を全て満たしている者

（1）令和4(2022)年4月１日現在、18歳から44歳で、かつ、栃木県内に就農している者若しくは将来的に栃木県内へ就農することに強い意欲を持っている学生等（高校生は除く）であって、研修後も農業の担い手として期待できる者であり、市町長の推薦を受けた者。

（2）心身ともに健康で協調性に富み、計画に従って規律ある団体行動ができる者。

（3）過去に公費による海外研修等に参加した者にあっては、研修終了後2か年を経過

していること。

１０　応募の方法及び手続き

1. 研修希望者は、次の関係書類に必要事項を記入し、原則として本人の居住する市

町（農政担当課）に、農業法人勤務者にあっては法人所在地の市町（農政担当課）に、令和4(2022)年8月19日（金）までに申し込む。

・　令和4(2022)年度栃木県青年農業者国内派遣研修参加申込書（別紙様式－１号）

1. 申し込みを受理した市町は、提出された（１）の参加申込書と推薦書（別紙様式

－２号）を添えて令和4(2022)年8月31日（水）までに、所管農業振興事務所長に提出する。

1. 農業振興事務所長は、意見書（別紙様式－３号）に意見を付し、令和4(2022)9

　　　月9日（金）までに公益財団法人栃木県農業振興公社理事長（以下「理事長」と

いう。）に提出する。

　１１　研修生の決定

1. 理事長は、推薦書等を基に書類審査により研修生を決定する。

但し、研修希望者が定員を超えた場合は面接等を下記12の選考会において実施す

る。

　（２） 理事長は、研修生を決定した場合、研修希望者及び関係機関に通知する。

　（３） 通知を受けた研修生は、次の書類を事前研修までに理事長に提出しなければなら

ない。

・令和4(2022)年度栃木県青年農業者国内派遣研修参加誓約書（別紙様式－４号）

1. 研修生として決定された者が、派遣前及び派遣の途中において研修生として不

適当と認めたときは、研修生としての資格を取り消すことがある。

1. 派遣の途中に研修生としての資格を取り消された者は別に定めるところにより

処理する。

１２　今後の予定

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 月　　　日　　 | 場　　所 | 内　　容 |
| 研修生等選考会 | 令和4(2022)年　9月　21日（水） | 宇都宮市内 | 面接等、定員超過の場合 |
| 事前研修会 | 令和4(2022)年 10月　12日（水） | 宇都宮市内 | 視察先の概要研修テーマについて等 |
| 事後研修会 | 令和4(2022)年 12月 16日（金） | 宇都宮市内 | 研修の成果及び今後の取組 |

１３　報　告

研修生は、研修の成果を別に定めるところにより理事長に報告するものとする。

１４　研修負担金

（１）研修負担金は、別に定めるものとする。

（２）研修負担金は以下の期日までに下記口座に振り込むものとする。

　　　第1回　　 9月28日（水）

　　　第2回　　10月26日（水）

（３）研修負担金には、本人の責に帰すべき疾病、事故等による治療費は含まれない。

（４）振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 振込先金融機関 | 足利銀行　宇都宮西支店 |
| 口　座　番　号 | 普通預金　２５８０１７５ |
| 名　　義　　人 | 農業青年海外派遣研修実施委員会　事務局長　佐藤　雅彦（サトウ　マサヒコ） |
| 住　　　　　所 | 宇都宮市一の沢２－２－１３（栃木県農業振興公社内） |

１５　その他

（１）本要領のほか必要な事項については、別に定めるものとする。

（２）本研修事業の旅行業務については、旅行会社に委託する。

（３）本研修事業に要する経費の一部については「農業後継者育成確保基金」から支援

する。